

専門家（働き方・休み方改善コンサルタント）による **無料**の相談・助言、講師派遣のご案内

このようなお悩みや疑問点について、「働き方・休み方改善コンサルタント」がアドバイスや資料の提供を無料で行い、解決のお手伝いをさせていただきます。

社内でこのような**疑問・要望**はありませんか？

業務の特性に応じた柔軟な働き方の導入

- ・変形労働時間制や裁量労働制の活用

時間外・休日労働の削減について

- ・「ノー残業デー」、「ノー残業ウィーク」の導入
- ・休日労働を行わせた場合の代休の付与

年次有給休暇を取得促進について

- ・年次有給休暇の計画的付与制度の導入
- ・プラスワン休暇の導入
- ・週休日と年次有給休暇とを組み合わせた長期休暇制度の導入
- ・年次有給休暇の時間単位付与制度の導入
- ・子供の学校休業日の年次有給休暇の取得促進（キッズウィークの採用）

労働者の健康保持やワーク・ライフ・バランスの推進

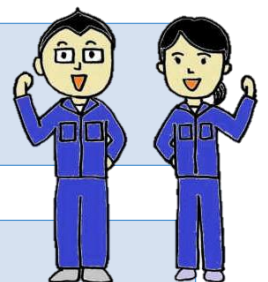
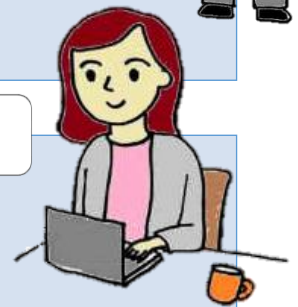
- ・勤務間インターバル制度の導入
- ・朝方の働き方「ゆう活」の導入
- ・多様な正社員制度の導入
- ・ワークシェアリング、テレワーク等

労働者の個々の事情に応じた多様な働き方について

- ・多様な正社員制度の導入
- ・ワークシェアリング、テレワーク等

特に配慮を必要とする労働者への措置等

- ・病気休暇制度の導入
- ・子の養育又は家族の介護を行う労働者、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する制度導入
- ・公民権の行使又は公の職務を執行する労働者への休暇制度導入
- ・自発的な職業能力開発を図る労働者に対する教育訓練休暇など特別な休暇制度の導入
- ・地域活動やボランティア活動等に参加する労働者に対しての特別休暇制度の導入



「働き方・休み方改善コンサルタント」がご相談を受け、
アドバイスや提案を行い、取組のお手伝いをさせていただきます。

○問題の分析や把握のお手伝いも可能です。

○他社の取り組み事例などのご紹介もしています。

○ご訪問によりご相談援助を実施していますが、個別企業での対応だけでなく、
グループ企業や同業他社、地域企業など複数企業でのワークショップなども可能です。

※ご要望については、申し込みの際にご相談ください。

※社内研修の講師等はしておりませんので、ご了承ください。

○法令違反の是正指導を目的とした権限行使とは異なり、自主的な取組のお手伝いをさせて頂く
ものですので、遠慮なくご利用下さい。

○コンサルタントは社会保険労務士や企業の人事経験者等から選ばれております。

○お時間は1回1時間～1時間30分程度です。1回での相談援助では困難な場合は複数回のご訪問
も可能です。※お時間の調整や回数については、ご相談ください。



コンサルタント利用申込書（切り取らずにこのままファックスしてください）

福岡労働局 雇用環境均等部 指導課行き ファックス：092-411-4895

会社（団体）名			
業 種		労働者数	
所 在 地		御担当者職 ・氏 名	
電話番号	— —	ファックス番号	— —
ご利用を希望する事項に☑を入れてください			
<input type="checkbox"/> 企業個別訪問による相談援助	<input type="checkbox"/> グループ企業や業種団体での相談援助 ・ワークショップ		
[相談援助を求められる内容]			

<お問合せ先> 福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課 コンサルタント係

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1

電話 092-411-4894 ファックス 092-411-4895

雇用環境・均等部は、働き方・休み方改善の他、ハラスメント対策、無期転換ルール、パートタイム・
有期雇用労働法、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推
進法等を所管しています。また、これらの施策に関する各種助成金のお取り扱いもしています。